

郡山市配偶者暴力相談支援センター事務処理要領

平成22年4月1日制定
平成26年10月1日一部改正
令和元年12月18日一部改正
令和3年3月16日一部改正
令和4年10月11日一部改正
令和5年11月16日一部改正
令和6年3月28日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正
〔こども部こども家庭課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）を設置するに当たり、相談者への支援を円滑なものとするための事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 DVセンターを設置する施設の種類及び名称を次のとおりとする。

- (1) 施設の種類 郡山市福祉事務所
- (2) 施設の名称 郡山市こども部こども家庭課

(業務内容)

第3条 DVセンターは、法第3条第3項各号（法第28条の2において準用する場合を含む）に掲げる業務のうち、次の業務を行う。

- (1) 被害者（法第1条第2項に規定する被害者をいう。）に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条に規定する女性相談支援員をいう。）もしくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (3) 保護命令の制度（法第10条から第22条に規定する制度をいう。）の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (4) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(事務処理)

第4条 DVセンターは、前条に規定する業務を行うに当たり、次の事務処理を行う。

- (1) 被害者から相談を受ける場合は、相談受付簿（第1号様式）及び相談記録票（第2号様式）を作成する。
- (2) 被害者から住民基本台帳の閲覧等の支援措置の相談を受けた場合は、面接及び関係機関との連絡調整を行う。また、郡山市住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要領（平成17年11月1日制定）第7条第1項に規定する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」等に意見を付すよう関係市町村より求められたときは、相談機関の意見を記載し、関係市町村へ送付する。
- (3) 被害者から健康保険の被扶養者から外れたい旨の相談を受けた場合は、「証明書等交付申請書」（第3-1号様式）の提出を受け、面接及び関係機関との連絡調整を行った上で、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（医療保険用）」（第3-2号様式）を作成し、被害者へ交付する。
- (4) 被害者から年金事務所等が管理する記録の秘密の保持、国民年金保険料の特例免除又は遺族年金等の生計同一要件の認定に関する相談を受けた場合は、「証明書等交付申請書」（第3-1号様式）の提出を受け、面接及び関係機関との連絡調整を行った上で、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（年金用）」（第3-3号

様式)を作成し、被害者へ交付する。

(5) 被害者から児童手当の受給者変更をしたい旨の相談を受けた場合は、「証明書等交付申請書」(第3-1号様式)の提出を受け、面接及び関係機関との連絡調整を行った上で、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(児童手当用)」(第3-4号様式)を作成し、被害者へ交付する。

(6) 被害者から公営住宅の入居申込みをしたい旨の相談を受けた場合は、「証明書等交付申請書」(第3-1号様式)の提出を受け、面接及び関係機関との連絡調整を行った上で、「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」(第3-5号様式)を作成し、被害者へ交付する。

(7) 被害者から雇用保険制度において特定理由離職者となる離職理由に該当する旨の申立をしたい旨の相談を受けた場合は、「証明書等交付申請書」(第3-1号様式)の提出を受け、面接及び関係機関との連絡調整を行った上で、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(雇用保険用)」(第3-6号様式)を作成し、被害者へ交付する。

(8) 被害者から来所相談を行ったことの証明に係る相談を受けた場合は、その目的等を審査し、適正と認められる場合には、「来所相談証明申請書」(第4-1号様式)の提出を受け、「来所相談証明書」(第4-2号様式)を作成し、被害者へ交付する。
(守秘義務)

第5条 前2条の業務に携わる職員及び関係機関等は、職務上知りえた秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年11月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

相 談 受 付 簿

月

[illegible]

第1号様式(裏)(第4条関係)

※1 経路	1 本人自身 2 警察関係 3 法務関係 4 他の女性相談支援センター 5 他の女性相談支援員 6 福祉事務所 7 他の相談機関 8 社会福祉施設等	9 医療機関 10 教育関係 11 労働関係 12 民間シェルター 13 縁故者・関係知人 14 ワンストップ支援センター 15 その他
----------	---	--

※2 主訴	人間関係	夫等	1 夫等からの暴力 2 薬物中毒・酒乱 3 離婚問題 4 その他	経済関係	19 生活困窮 20 サラ金・借金 21 求職 22 その他
		子ども	5 子どもからの暴力 6 養育困難 7 その他	医療関係	23 病気 24 精神的問題 25 妊娠・出産 26 その他
		親族	8 親からの暴力 9 その他の親族からの暴力 10 その他		
		交際相手	11 交際相手からの暴力 12 同性間の交際相手からの暴力 13 その他	その他	27 住居問題 28 帰省先なし 29 不純異性交遊 30 売春強要 31 ヒモ・暴力団関係者 32 人身取引
		その他	14 その他の者からの暴力 15 男女問題 16 ストーカー被害 17 家庭不和 18 その他		

※3 処理	1 女性自立支援施設に入所 2 就職自営・自立 3 結婚 4 家庭へ送還 5 福祉事務所へ移送 6 女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送	7 他都道府県の女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送 8 その他の関係機関・施設へ移送 9 助言・指導のみ 10 その他
----------	--	--

※4 職業	1 事務従事者 2 販売従事者 3 工員 4 サービス業(風俗営業関係) 5 サービス業(その他) 6 その他の職業	7 専業主婦 8 学生 9 無職(ホームレス) 10 無職(その他) 11 不明
----------	---	--

※5 相談 類型	ア 配偶者からの暴力被害女性 イ ストーカー被害者 ウ 人身取引被害者	エ 困難な問題を抱える女性 オ 配偶者等からの暴力被害男性
----------------	---	----------------------------------

第2号様式（第4条関係）

受付番号	
------	--

[illegible]

第2号様式（裏）（第4条関係）

相 談 記 録 票

受付番号

[illegible]

証 明 書 等 交 付 申 請 書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

下記証明書等の交付を申請します。

記

- 1 健康保険の被扶養者からの除外にかかる証明書（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書・医療保険用）
- 2 年金保険の秘密の保持の配慮にかかる証明書（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書・年金用）
- 3 国民年金保険料の特例免除の初回申請にかかる証明書（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書・年金用）
- 4 遺族年金等の生計同一要件の認定にかかる証明書（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書・年金用）
- 5 児童手当等の受給者の変更にかかる証明書（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書・児童手当用）
- 6 公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書
- 7 雇用保険制度において特定理由離職者となる離職理由に該当する旨の申立にかかる証明書（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書・雇用保険用）

（注意）

- ・ 交付を求める書類の番号を○で囲み、指定様式に必要事項を記載してください。

第 3 - 2 号様式（第 4 条関係）

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（医療保険用）

年 月 日

下記の者については、被保険者等からの暴力等を理由として保護したことを証明する。

証明対象者氏名

証明対象者生年月日

年 月 日

所 在 地（※）

証明機関名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

なお、公的機関以外の民間の保護施設（児童家庭支援センター、自立援助ホーム、母子生活支援施設、女性自立支援施設、民間シェルター等）において保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地（※）

保護施設名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

（その他）

- 1 証明書欄は証明機関が記入すること。
- 2 この証明書は、被保険者等から暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口・障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関が発行するものであり、保険者に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にはこの証明書を添付すること。
- 3 証明対象者氏名欄及び証明対象者生年月日欄には、申請者及び同伴者の複数人について記載することが可能であること。
- 4 保険者においては、証明書に記載されている保護機関や証明書を発行した女性相談支援センター等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

第3-3号様式（第4条関係）

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（年金用）

フリガナ 氏 名（※1）		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
現住所		
連絡先等（※2）		
フリガナ 同伴家族氏名（※3）		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
現住所		
連絡先等（※2）		
女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センター（※4） 機関名及び代表者氏名（※5） 受付日 年 月 日		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護（相談対応）したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。

年 月 日

女性相談支援センター又は
配偶者暴力相談支援センターの名称 _____

代表者氏名 _____ 印

所在地、電話番号等 _____

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎 年金番号及び年金コード（※6）	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の 基礎年金番号及び年金コード（※7）	

第3-3号様式（裏）（第4条関係）

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「女性相談支援センターもしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、又は女性相談支援員が来所相談を受けた者」を含む。
- ※2 年金事務所等から基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。
- ※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※4 女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受けた場合のみ記入し、女性相談支援センターに証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は省略すること。
- ※6 及び7 不明である場合には空欄にすること。

（その他）

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等（相談対応）を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して女性相談支援センター等が発行するものであり、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合にこの証明書を添付することとなる。
- 3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。
- 4 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した女性相談支援センターの名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

第 3 - 4 号様式（第 4 条関係）

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（児童手当用）

フリガナ 氏 名※ 1		男・女
生年月日	年 月 日	
フリガナ 同伴者氏名※ 2		男・女
生年月日	年 月 日	
フリガナ 同伴者氏名※ 2		男・女
生年月日	年 月 日	
フリガナ 同伴者氏名※ 2		男・女
生年月日	年 月 日	
連絡先等 ※ 3		
女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センター（※ 4） 機関名及び代表者氏名（※ 5） 受付日 年 月 日		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護（相談対応）したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、児童手当の受給者の変更手続きに関する申出に使用する
場合に限る。

年 月 日

女性相談支援センター又は

配偶者暴力相談支援センターの名称

代表者氏名

所在地、電話番号等

印

第 3 - 4 号様式（裏）（第 4 条関係）

※ 1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。

「保護した者」には、「女性相談支援センターもしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、又は、女性相談支援員が来所相談を受けた者」も含む。

※ 2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。

※ 3 連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。

※ 4 女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受けた場合のみ記入し、女性相談支援センターに証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。

※ 5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は省略すること。

※ 6 不明である場合には空欄にすること。

（その他）

1 証明書の太枠内は原則被害者の保護（相談対応）を行った機関等が記入すること。

2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護（相談対応）した者に対して女性相談支援センター等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、児童手当の受取人の変更申請を行う場合にこの証明書を添付することとなる。

3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法について、事前に福祉事務所に確認すること。

4 福祉事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した女性相談支援センター等の名称について、配偶者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

第 3 - 5 号様式（第 4 条関係）

公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

フリガナ 氏 名（※ 1）		男・女
生年月日	年 月 日	
フリガナ 同伴者氏名（※ 2）		男・女
生年月日	年 月 日	
フリガナ 同伴者氏名（※ 2）		男・女
生年月日	年 月 日	
フリガナ 同伴者氏名（※ 2）		男・女
生年月日	年 月 日	
連絡先等（※ 3）		
配偶者暴力対応機関 機関名及び代表者氏名（※ 4） 所在地、電話番号 受付日 年 月 日		
【配偶者暴力対応機関記載欄】（※ 5） 		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護したことを確認する。なお、本確認書の用途は、公営住宅への入居等に関し、配偶者からの暴力を理由として保護した者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申請、訴訟等に使用することはできない。

第 3－5 号様式（裏）（第 4 条関係）

- ※ 1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。「保護した者」には、「配偶者暴力対応機関において来所相談を受けた者」を含む。
- ※ 2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に公営住宅への入居等の対象となる同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※ 3 連絡先（本人の連絡先以外にも、関係機関や代理者など本人と連絡のつく者の名称及び電話番号も可）を記入すること。
- ※ 4 配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等）が相談を受け付けた場合に記入すること。代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること（市町村等の長である必要はない。）。
- ※ 5 対応機関記載欄には、必要に応じ、整理番号や、本人確認を行った旨などを記載すること。

第 3 - 6 号様式（第 4 条関係）

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）

フリガナ 氏 名（※ 1）		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
転居日	年 月 日	
転居前住居所		
転居後住居所（※ 2）		
女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センター（※ 3） 機関名及び代表者氏名（※ 4） 受付日 年 月 日		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護（相談対応）したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、雇用保険制度において特定理由離職者となる離職理由に該当する旨の申立に使用する場合に限る。

年 月 日

女性相談支援センター又は
配偶者暴力相談支援センターの名称 _____

代表者氏名 _____ 印

所在地、電話番号等 _____

雇用保険被保険者番号（※ 5）	— —
-----------------	--------------------------

第 3 - 6 号様式（裏）（第 4 条関係）

- ※ 1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「女性相談支援センターもしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、又は女性相談支援員が来所相談を受けた者」を含む。
- ※ 2 公共職業安定所から連絡を取ることが可能な転居後の現住居所（関係機関でも可）を記入すること。
- ※ 3 女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受けた場合のみ記入し、女性相談支援センターに証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※ 4 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は省略すること。
- ※ 5 不明である場合には空欄にすること。

（その他）

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等（相談対応）を行った機関等が記入し、雇用保険被保険者番号については本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して女性相談支援センター等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。
- 3 この証明書の用途は、雇用保険制度において特定理由離職者となる離職理由に該当する旨の申立に使用する場合に限る。
- 4 3の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に現住居所を管轄する公共職業安定所に確認すること。
- 5 公共職業安定所においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した女性相談支援センターの名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

来 所 相 談 証 明 申 請 書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

郡山市配偶者暴力相談支援センター事務処理要領第 4 条第 7 号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 証明書交付の目的

2 来所相談年月日 _____ 年 月 日

来 所 相 談 証 明 書

下記の者を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号に基づき、女性相談支援員による来所相談を実施したことを証明する。

氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
来所相談年年月日	年 月 日

なお、この証明は本人の申し出による配偶者からの暴力を主訴として、来所相談があったことを証明するものであり、配偶者から暴力があった事実を証明するものではありません。

年 月 日

配偶者暴力相談支援センターの名称 _____

代表者氏名 _____ 印 _____